

# 4月から日曜日に市役所を一部開庁します

市では、市民サービスのより一層の向上を図るため、4月6日（日）から市役所を一部開庁します。

平日、市役所に来庁できない方のために、住民票の写しや所得証明書など各種証明書の交付について、窓口業務の一部を行います。

## ○開庁窓口および日時

谷和原庁舎：第1・第3日曜日（午前8時30分から正午）

伊奈庁舎：第2・第4日曜日（午前8時30分から正午）

※日曜日と祝日が重なった場合も開庁します。ただし、第5日曜日・年末年始・その他庁舎および設備の保守管理など、閉庁を必要とする日は除きます。

## ○取扱業務

日曜日に取り扱う業務は、平日業務の一部に限られます。（次の表のとおり）  
他の関係機関への照会が必要な場合や相談業務など、業務内容によっては取り扱えないものがあります。ご了承ください。

開設窓口	日曜日に取り扱う業務
市民窓口課	○住民票の写し    ○住民票記載事項証明書    ○身分証明書 ○住所表示変更証明書    ○印鑑登録証明書（印鑑登録申請を含む） ○戸籍の全部（一部）事項証明書および除籍謄抄本などの証明書 ○戸籍附票の写し などの発行
	○所得証明書    ○課税証明書    ○非課税証明書    ○納税証明書 ○土地・家屋評価証明書    ○軽自動車継続車検用納税証明書 などの発行
税務課	○市・県民税    ○固定資産税 ○各種使用料および手数料    ○軽自動車税 などの収納（納付書持参の場合のみ）

※業務内容によって、第三者からの虚偽の届出を未然に防止するため、本人確認として、顔写真付きの身分証明書などを持参していただく必要があります。

○日曜日の窓口業務の開庁に伴い、これまで実施していました水曜日の午後7時までの延長業務は平成20年3月26日（水）をもちまして廃止となります。

ご不明な点は、担当窓口へお問い合わせください。

### ◆問い合わせ先

伊奈庁舎市民窓口課

☎58-2111（内線1110～1117）

伊奈庁舎税務課

☎58-2111（内線1130～1137）

### —4月の開庁日—

谷和原庁舎	6日、20日
伊奈庁舎	13日、27日